
第1章 プランの見直しにあたって

第1章 プランの見直しにあたって

1 プラン見直しの趣旨

本市では平成11年4月に、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に取り組むべき行動方針として「はにゅう男女共同参画プラン」を策定し、その後、平成21年には「第2次はにゅう男女共同参画プラン」、平成26年には第2次プランの改定とともに「羽生市DV防止基本計画」を新たに策定し、誰もが個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策や事業を実施してきました。

国においては、男女共同参画に関する推進について、平成11年の「男女共同参画社会基本法」施行後も、「男女共同参画基本計画」が数次に渡り閣議決定され、継続した取り組みが行われています。平成27年に策定された第4次計画では、「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」等が改めて強調されています。

また、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が平成28年4月に施行されました。これを受け、国、地方公共団体、民間企業等において、女性の活躍に向けた新たな取り組みが行われています。

このような状況のもと、これまでの施策の進捗状況や成果を踏まえ、改めて施策の方向性を確認し、新たな課題を盛り込み、取組の強化を図ることとしました。今回の見直しでは、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置づけた基本目標を新たに加え、男女共同参画社会の実現に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「第3次羽生市男女共同参画基本計画はにゅう男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 プランの位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき策定する、市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 女性活躍推進法第6条第2項に規定する市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画です。基本目標3をこの計画と位置付けます。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定する市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画です。基本目標4をこの計画と位置付けます。
- (4) 国の「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年度）及び埼玉県の「男女共同参画基本計画」（平成29年度）等を勘案するとともに「第6次羽生市総合振興計画」や他の施策との整合性を図り策定したものです。
- (5) 平成28年1月実施の「羽生市市民意識調査」の結果や平成30年6月実施の「第6次羽生市総合振興計画前期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査」の結果、並びに羽生市女性会議・市民の提言を尊重して策定したものです。

3 プランの期間

本プランの上位計画である「第6次羽生市総合振興計画」との整合を図るため、平成31年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10ヶ年を計画期間としています。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえて、中間年に見直しを行います。

第2章 プランの基本的な考え方

第2章 プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念

『^{ひと}女も^{ひと}男も、ともに活躍できるまちに』

男女が社会の対等な構成員としてお互いの人権を尊重し、それぞれが自らの意思によって自分の個性と能力を活かす機会が確保され、誰もが豊かに生活できること、そして、共に責任を担う男女共同参画社会の確立が求められています。

女性も男性も共に一人の人間として尊重され、多様性を認め合い、持っている力を十分に発揮できるいきいきとした社会、そして性別によらず活躍できる社会を目指して、このプランの基本理念を「女も男も、ともに活躍できるまちに」とします。

2 プランの基本目標

基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けたプランの「基本目標」を次のように定めます。

- 基本目標 1 個性を認めあう意識づくり
- 基本目標 2 あらゆる場面で男女が共に参画できる環境づくり
- 基本目標 3 いきいきと働ける環境づくり
(羽生市女性活躍推進計画)
- 基本目標 4 人権が尊重されDVのないまちづくり
(羽生市DV防止基本計画)